

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	本巣市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.motosu.lg.jp/life/jouhou/tokutei_kojinjoho/">https://www.city.motosu.lg.jp/life/jouhou/tokutei_kojinjoho/</a>

執行機関名 本巣市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの(母子家庭の母子、父子家庭の父子) (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 別表第1 第1の項  本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 福祉医療費受給資格者の資格管理に関する事務 (2) 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	本巣市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巣市条例第89号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定の向上</u> のために必要な措置を講じ、もって、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、 <u>母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童</u> に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		本巢市福祉医療費助成に関する条例(平成16年本巢市条例第89号) 本巢市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成16年本巢市規則第50号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第9条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	当該申請者に対する母子家庭の母子及び父子家庭の父子の受給者証交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 口	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第3号及び第4号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う母子家庭の母及び父子家庭の父に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第9条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	当該申請者に対する母子家庭の母子及び父子家庭の父子の受給者証交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	本巢市福祉医療費助成に関する条例第2条第3号及び第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う母子家庭の母及び父子家庭の父、又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--